申　立　書

地方税法第１０条及び民法第４４１条本文の規定により、連帯納税義務者の一人に対して行われた固定資産税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じないとされておりますが、民法第４４１条ただし書の規定により、令和　　年度固定資産税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

また、減免後の更正（決定）通知書及び納付書を申立人に送付することを承諾します。

納税義務者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　義務者番号

減免を受ける連帯納税義務者

住 所

氏 名

令和　　　年　　　月　　　日

申立人

　　　　　　　　住 所

　　　　　　　　氏 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （）

　　　　　　　　電話番号

（あて先）　八代市長

■地方税法 第 10条の2　（連帯納税義務）

共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が

連帯して納付する義務を負う。

■民法　第441条　(相対的効力の原則)

第438条、第439条第1項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債

務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該

他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

申　立　書

記入方法

地方税法第１０条及び民法第４４１条本文の規定により、連帯納税義務者の一人に対して行われた固定資産税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じないとされておりますが、民法第４４１条ただし書の規定により、令和　　年度固定資産税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

また、減免後の更正（決定）通知書及び納付書を申立人に送付することを承諾します。

納税通知書の義務者番号

納税通知書の宛名

納税義務者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　義務者番号

生活保護受給者等

減免を受ける連帯納税義務者

住 所

氏 名

令和　　　年　　　月　　　日

申立人

他の法定相続人や共有物件の共有者

　　　　　　　　住 所

　　　　　　　　氏 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （）

　　　　　　　　電話番号

（あて先）　八代市長

■地方税法 第 10条の2　（連帯納税義務）

共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が

連帯して納付する義務を負う。

■民法　第441条　(相対的効力の原則)

第438条、第439条第1項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債

務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該

他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。